

《特集1》脱原発に舵を切れ！

子どもを殺す気か——20ミリシーベルト被曝基準を撤回しない文部科学省 浜中馨

二〇一一年五月二三日、文部科学省正面玄関前のテラスに六五〇名の人びとが集まった。その目的はただひとつ、福島の子どもたちを放射線被曝から守ること、とくに、子ども被曝の暫定基準である「年間20ミリシーベルト」を撤回させることである。

この日福島からは、県内で子どもを育てる親ら約七〇人が、バス二台を連ねて東京にやってきた。彼らは、高木義明文部科学大臣以下、政務三役との面会を求めていた。しかし文科省は、多忙を理由に政務三役を出さず、参加者から罵声を浴びること必至の厳しい役回りを渡辺格・科学技術・学術政策局長に押し付けただけではない。「広い会議室が開いていない」といって、小雨交じりの中、屋根もないテラスを交渉場所として指定するという、失礼な対応をとったのである。

渡辺局次長の周りを福島親たちが取り囲み、さらにその周りを、主に首都圏から集まった人びとと報道陣が取り囲む。子どもたちは日々被曝しており、福島第一原発の事

故はいつ収束するともしれない。親たちの切迫感尋常なものではなかった。彼女らは次々にマイクを手に取り、20ミリ基準をすぐに撤回すべきこと、国が責任を持って学校の除染をすすめることなどを訴えていった。しかし、渡辺局長の対応は、「善処する」といった類の官僚的答弁に終始するものだった（局長長としてはやむをえない態度だとしても）。

3・11以降の福島原発危機については語るべきことが山ほどあるが、ここでは、子どもの被曝問題に焦点を絞ってレポートしたい。

問題焦点化の経緯

子ども被曝問題は、福島第一原発自体の現状や、住民の避難、水・食品等の汚染といった問題に比べると、比較的遅い段階になってそれが問題であると認識された。三月一日の大地震以後、福島県内の学校は休みになっていて、子どもたちを放射能から守ろうとすれば、外に出させない

とか、遠くの親戚に一時的に預けるとかいった対応を個別に取ることができた。何より、福島県内全域での放射能汚染の深刻さについては、生データすら存在しない状況だった。しかし、四月に入って新学期が始まると、通常の学校生活の一環として子どもを外で遊ばせたり運動させたりする機会が圧倒的に増えるようになり、このままでよいのだろうか、という不安が強くなってきたものと思われる。

一部の人たちは三月末から動いていた（以下の記述は、福島老朽原発を考える会「フクロウの会」発行のパンフレット『福島の子どもたちを放射能から守ろう！』、二〇一一年五月二〇日、をかなり参考にしている）。三月二五日、フクロウの会、グリーン・アクション、日本消費者連盟の三者が福島市といわき市のグループに放射能測定器を送ったのがきっかけである。

これを使って、現地グループ「原発震災復興・福島会議」が測定を行ったのが三月二九・三〇日。同時に彼らは、汚染された小・中学校の始業式延期を求める要請も行っている。

こうした動きに福島県も何らかの対応を迫られ、四月五日から七日にかけて、急ぎよ、県内一四二八ヶ所での放射線モニタリング調査を行った。「原発震災復興・福島会議」のまとめによると、「放射線管理区域」に関する国の基準（三ヶ月あたりの外部被曝実効線量1.3ミリシーベ

ルト、毎時換算では0.6マイクロシーベルト）を超えた小・中学校が全体の75.9%、さらに、「個別被曝管理」が必要となる毎時2.3マイクロシーベルトをこえる学校等が20.4%もあった。事故発生一ヶ月たった時点でも、これだけの空間線量があったのである。

にもかかわらず、政府と福島県は、「安全」キャンペーンを繰り返していた。福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーに就任した山下俊一・長崎大学医歯薬学総合研究科長がその中心人物。『ふくしま市政だより速報版・東北地方太平洋沖地震特集号』には、山下教授らを講師に迎えた三月二一日の講演記録が掲載されているが（http://bousai.city.fukushima.fukushima.jp/info/h23-jishin/files/copy_of_eccc.pdf）、そこにあるのは次のような驚きの発言だ。

「外から皮膚などに放射線を浴びる外部被ばくは熱線によるもの。20〜30km先では絶対ありません」

「今回の事故による、放射能による市民の皆さんの健康影響は微々たるもので、監視の必要はまったくありません。特に大人、成人男性の放射線の感受性はほとんどありません」

「環境放射能が「毎時」100マイクロシーベルトを超えなければ、全く健康に影響を及ぼしません」（のちにこの数値は「10」に訂正される）

この主張の当否はまたあとで考えることにして、とりあえずここでは、こうした「専門家の意見」を聞いて、本来なら取れたであろう対策を取ることをやめてしまった親たちがかなりいたであろうことを確認しておきたい。

さらに、文部科学省は、四月十九日、「問題ない」という山下教授らの見方を追認するように、福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断に関する暫定基準として、「年間1〜20ミリシーベルト」という基準を示すに到った(http://www.next.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305174.htm)。これ以降、福島の子どもの主要な関心はこの「20ミリシーベルト基準」の撤回というところに置かれるようになる。

四月二二日、政府の対応の遅さに業を煮やした市民ら一〇〇人によって、初の対政府交渉が行われる。このとき福島から参加したのは、佐藤幸子さん(原発震災復興・福島会議)ただひとりだったという。

しかし、現地では、不安に駆られた親たちによる大きなうねりが生まれていた。四月二五日、福島市内で行われた「子どもたちを放射能から守るための対話集会」には、約一〇〇人もの人びとが集まった。これを受けて、五月一日には、二五〇人の親たちが結集した集会をもって、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」が発足した(<http://kofdomofukushima.at.webry.info/>)。現在は「避難・

疎開・保養セクシオン」「測定・除染セクシオン」「知識・普及セクシオン」「防護セクシオン」の四グループに分かれて活動が展開されている。

さらに、この発足集会の翌日に当たる五月二日、今度は福島から一〇人の市民が参加して、文部科学省、厚生労働省、原子力安全委員会などに対する対政府交渉が行われた。この直前の四月二九日には、内閣官房参与である小佐古敏荘東大教授(放射線安全学)が、20ミリシーベルトを受け入れることは「私のヒューマニズムからしても受け入れたい」と発言して抗議の辞任をしていた。小佐古はこれまで、原発訴訟で国寄りの発言をするなど、いわゆる「御用学者」のひとりだと見られていたが、その小佐古をして政府に反旗を翻させたのである。二回目の政府交渉を通じて「暫定基準」が撤回されるのではないかとの期待が否がおうにも高まった。

しかし、政府の対応は実につれないものだった(詳しい経緯は、FoE Japanのウェブサイトを参照(http://www.foejapan.org/information/news/110502_2.html))。文部科学省は、基準撤回を受け入れなかったのではなく、自治体による自発的な除染作業に「ブレイキはかけないが、やる必要はない」とまで述べた。厚生労働省は、放射線管理区域で子どもを遊ばせてはならないと発言する一方で、放射線管理

区域と同じレベルの環境で子どもを遊ばせることの是非については口を閉ざした。

こうした政府の生ぬるい反応に怒った福島の子たちが東京に結集した三回目の対政府交渉が、冒頭で紹介した五月二三日の行動である。

暫定基準の何が問題なのか

ではここで、政府の「20ミリシーベルト」基準のいったい何が問題なのかを整理しておこう。

(1) 緊急時なのか、平時なのか

そもそも、20ミリシーベルトという数字は、どこから来ているのか。文科省の説明によれば、国際放射線防護委員会(ICRP)による事故収束後被曝の基準である「年間1〜20ミリシーベルト」の上限であり、かつ、緊急時被曝の基準である「年間20〜100ミリシーベルト」の下限である20ミリを基準として採用したという。

子どもを学校に通わせるということは、とりもなおさず、現在は「平時」であるという前提はずだ。しかし、この「平時」に適用されているのが、「緊急時」被曝基準の最下限の数字なのである。文科省の方針はまったく辻褃が合っていない。もし現在が「緊急時」とみなすのならば、子どもの避難や学校の除染を急いで進めなくてはならない

し、もし「平時」とみなすのならば、平時なりの被曝基準に引き下げねばならない。しかし、文科省はそのどちらも拒否しているのである。

そもそも「ICRP公刊111号」は、事故収束時における「年間1〜20ミリ」の基準を示しているが、同時に、基準は「年間1〜20ミリシーベルトの低い方の部分」に定めねばならないし、過去の経験から言えば、事故収束後の参照レベルはたいがい1ミリシーベルトに設定されている、とも述べているのである(ICRP Publication 111. Application of the Commission's Recommendations to the Protection of People Living in Long-term Contaminated Areas After a Nuclear Accident or a Radiation Emergency, 2009, para.50)。

(2) 放射線管理区域以上の場所に子どもを住まわせている

すでに述べたように、放射線管理区域とされるのは、毎時0.6マイクロシーベルト以上の場所。しかし、文科省は、「16時間の屋内(木造)、8時間の屋外活動の生活パターンを想定すると、20ミリシーベルト/年に到達する空間線量は、屋外3.8マイクロシーベルト/時間、屋内木造1.52マイクロシーベルト/時間である」から、校庭で毎時3.8マイクロシーベルト以下を計測した場合は、通常どおり校庭などを使って差し支えない、としていたのである。3.8という数字は0.6の6倍以上にあたる。政府の本音は、

なんとしても大規模な避難や学校の閉鎖を避けたいというところにあつたとしか考えられない。

(3) 「基準に達しなければ安全」としていること

このように、文科省の基準はそもそもかなり高い空間線量に設定されていて、多くの学校がこの基準からはずれるようにつくられている。それに加えて問題なのは、たつたいま述べたように、基準以下の数値の場合、校庭などを使っても差し支えない、としている点だ。

しかし、上記の「ICRP 公刊一〇九号」は、「最適化」[訳者注——社会経済的な要素も考慮に入れつつ、被曝量をできるだけ少なくしていくこと]のプロセスをそれ以下ならばやめてよいという被曝量のレベルがあらかじめ決められるわけではない」(ICRP Publication, 2009, para.4)と述べている。つまり、毎時3・8マイクロシーベルトに達しなかったからといって、被曝量低減の措置をやめていいわけではない。文科省はその努力をいとも簡単に放棄した。

(4) 大人と子どもを区別していない

このように、文科省の基準は、いろいろな限界があると指摘されている国内外の基準にすら違反している。それに加えて問題なのは、放射線への感受性が高いといわれる子どもを大人と区別していないという点だ。水や食品の放射

能については、大人と子どもで区別された基準があるのに、空間線量の基準については区別がないのは整合性を欠いている。「ICRP 公刊一〇九号」は、妊娠している女性や乳幼児を育てている女性には、1ミリシーベルトを超えるような緊急作業に従事させるべきではない、とされている (ICRP Publication 109, Application of the Commission's Recommendations for the Protection of People in Emergency Exposure Situations, 2009, para.17)。親ですらダメなら子どもも当然ダメだと見るのが通常感覚だろう。

(5) 内部被曝を考慮していない

文科省の基準は、外部被曝となる空間線量だけを問題にしており、水や食品を通じて摂取されたり、埃を吸い込んだりすることによって摂取される放射性物質が引き起こす内部被曝についてはまったく考慮に入れていない。

文科省の「当面の対応」

文科省は、福島の子供たちからの高まる批判になんらかの対応をとることを迫られた。

五月に入って作成された文科省の資料は、20ミリシーベルト基準に固執しながら、それがいかに安全なものであるかを説得することに心を砕いている。たとえば、校庭の空間線量率が3・8マイクロシーベルトの場合、生徒の

上の学校での線量低減策に国が財政支援を行う

この新方針について、政府が20ミリシーベルト基準を「事実上撤回」としたという評価もあるが、これはやや甘いように思われる。

その根拠は、第一に、今回の新方針には、「学校において」児童生徒等が受ける線量、とわざわざ限定がつけられていることである。そもそも、上記の現実的な積算線量の推定において、文科省は、校庭で毎時3・8マイクロシーベルトの前提をとると、学校関係(校庭+校舎内+通学)での年間被曝量は1・67ミリシーベルトになるという数字をはじき出しているのである。つまり、文科省の新方針は、1・67を1まで下げる努力をしましょうといっているにすぎない。

第二に、文科省の方針には「今年度」との限定が付されている。つまり、事故発生の三月一日から三月三十一日までを含まない。文科省の上記推定では、事故発生から学校開始日までの34日間で累積2・56ミリシーベルトの被曝と見積もっているが、この線量は「年間1ミリシーベルト目標」の外側にあるということになる。

おわりに

六月三日、横浜で開かれた集会で、四月二三日の対政府

③校庭・園庭の空間線量率が毎時1マイクロシーベルト以

②今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す

①福島県内の全ての学校等に対して積算線量計を配布

冒頭の五月二三日の第三回対政府交渉を受けて、文科省は、五月二七日、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」という発表を行った (http://www.next.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm)。その主な内容は以下のとおり。

さらに同じ資料では、「年間100ミリシーベルトより低い放射線量では、がんのリスクの増加は認められていません」[「国連科学委員会の報告書では、チェルノブイリ原発事故においても、事故が住民に与えた心理的ストレスによる問題が大きいです」といった記述もある。福島第一原発由来の放射能の影響をできるだけ小さく見せかけることに必死になっている。

さらに同じ資料では、「年間100ミリシーベルトより低い放射線量では、がんのリスクの増加は認められていません」[「国連科学委員会の報告書では、チェルノブイリ原発事故においても、事故が住民に与えた心理的ストレスによる問題が大きいです」といった記述もある。福島第一原発由来の放射能の影響をできるだけ小さく見せかけることに必死になっている。

冒頭の五月二三日の第三回対政府交渉を受けて、文科省は、五月二七日、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」という発表を行った (http://www.next.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1306590.htm)。その主な内容は以下のとおり。

さらに同じ資料では、「年間100ミリシーベルトより低い放射線量では、がんのリスクの増加は認められていません」[「国連科学委員会の報告書では、チェルノブイリ原発事故においても、事故が住民に与えた心理的ストレスによる問題が大きいです」といった記述もある。福島第一原発由来の放射能の影響をできるだけ小さく見せかけることに必死になっている。

交渉に福島から唯一駆けつけた佐藤幸子さんのお話を聞くことができた。

福島では、放射能のことを口にする、「何をヒステリックになつていいのか」という反応だという。避難・疎開のことなどを言えば、まるで村八分状態。政府が四月一九日に20ミリシーベルトの暫定基準を発表するまでは、学校では窓も開けなかったのに、基準が発表されたたん、校庭の線量が3.8マイクロシーベルトに達しなかった学校では、堰を切ったように子どもは外で遊び、部活も開始された。それは、外で遊びたいという子どもの感情である以上に、「仲間はずれにされたくない」という親・子それぞれの恐れがベースにあるという。

原発事故そのものだけではなく、その後の政府・東電の不作為や妨害によって、とめられるはずの被害が引き起こされている。福島原発事故は、健康被害を与えるだけではなく、人間関係をも破壊してしまうという点で、何重もの意味において「人災」だといえるのではないかと、佐藤さんの話を聴きながら思った。私たちがこれから最低限できることは、20ミリシーベルト基準を政府に撤回させること、そして、子どもの避難のために可能な支援体制を政府につくらせること、これしかないだろう。

(はまなか かおる／福島原発事故緊急会議)